平成２５年度第２回

逗子市環境審議会会議録

平成25年度第２回逗子市環境審議会　会議録

日時：2014年（平成26年）１月17日（金）

午前９時30分～11時30分

場所：市役所５階　第５会議室

議題（１）第二次逗子市環境基本計画について

（２）その他について

出席者　藤井会長　佐野副会長　太田委員　中津委員　桐ヶ谷委員

新倉委員　印田委員　小林委員　進藤委員

（欠席者：鷺田委員）

市民協働部生活安全課 高橋課長、経済観光課 鈴木係長

環境都市部 田戸次長環境クリーンセンター所長事務取扱、

まちづくり課 西之原課長、緑政課 長嶌課長、資源循環課 石井課長

都市整備課 鈴木課長、河川下水道課 萩原副主幹

事務局　環境都市部 森川次長、環境管理課 米山副主幹、山下主事

会議の公開・非公開

公開

傍聴　７名

【藤井会長】　定刻になりましたので、ただいまより平成25年度第２回逗子市環境審議会を開かせていただきます。お忙しい中、また寒い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは開会に当たりまして、事務局から会議の成立、会議の資料等についての確認をお願いします。

【森川次長】　出席委員の報告をさせていただきます。靏田委員からは欠席の連絡をいただいております。小林委員は遅参かと思いますので、しばらくお待ちいただければと思います。本日の出席委員は定数10名中９名の出席となりますので、過半数を超えておりますことから、審議会規則第２条第２項の規定によりまして会議が成立していることを御報告いたします。

次に、本日は環境基本計画の改訂に当たりまして、部会を設置しております。その部会員であります関係所管に出席いただいておりますので、私のほうから簡単に紹介いたします。まず、まちづくり課の西之原課長です。緑政課の長嶌課長です。資源循環課の石井課長です。環境クリーンセンターの田戸次長です。都市整備課の鈴木課長です。河川下水道課の萩原副主幹です。次に、生活安全課の高橋課長です。経済観光課の鈴木係長です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料等の確認をさせていただきます。

【米山副主幹】　席上に配付をさせていただいておりますのが、本日の会議次第、そして事前に配付させていただいている資料からの修正箇所一覧をクリップどめで配付させていただいております。事前に資料１として、計画の構成。そして資料２としまして、第二次逗子市環境基本計画（2015改訂版）案という冊子になっているものを配付させていただいております。配付漏れ等ございませんでしょうか。もしお持ちでない方いらっしゃいましたら、お申しつけいただければと思いますが、よろしいですか。では会長、よろしくお願いします。

【藤井会長】　それでは、早速審議を始めさせていただきたいと思います。きょうの議題は、議事次第にもありますとおり、第二次逗子市環境基本計画案についてということでございます。

これについて皆さんに御審議いただくわけですけれども、本日は第３章というところで、１章、２章につきましては、御意見もあろうかと思いますけれども、後ほどもし時間がありましたらで見直しということにさせていただき、きょうは集中的に第３章を審議させていただきたいと思います。

まず事務局から説明を受けて、各委員から御意見をいただき、それを受けて事務局で次の審議会に再度案を提示していただければと思っております。

さて、第３章ですけれども、第１節から第４節まで、かなりのボリュームがあろうかと思いますけれども、各節、大体20分ぐらいの時間をかけて、進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【米山副主幹】　それでは簡単に説明をさせていただきたいと思います。座って説明をさせていただきます。

まず資料１です。こちらの計画の構成と書いてあるほうをごらんください。

第二次逗子市環境基本計画につきましては、全５章で構成をしておりまして、本日の審議会では第３章について御審議をいただきます。資料１の裏面をごらんください。３章につきましては、第１節から４節にわたって、２つから３つの小項目を設けまして、それぞれの現況と課題、施策の方向について記載をしております。

引き続き、資料２について説明をさせていただきます。資料としましては、第１章から第３章まで作成をしておりますけれども、17ページ以降の第３章が、本日の審議内容になります。

なお、会議資料につきましては、委員の皆様に事前にお届けさせていただいているところですが、数点、事務的な修正が発生をいたしております。修正箇所の一覧及び修正したページにつきましては、本日席上で配付をさせていただきましたので、お手元の資料の該当ページにつきましては、こちらの資料を御確認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、資料２に基づきまして、概略を説明いたします。この章におきましては、計画の基本的方針を受けまして、「自然を大切にするまち」、「廃棄物による環境負荷の少ないまち」、「温室効果ガス排出の少ないまち」、「暮らしと景観に配慮したまち」の４つの分野につきまして、それぞれの現況と課題、施策の方向をとりまとめたものです。次回以降御提示をさせていただきます第４章につきましては、この施策の方向に基づきまして、具体の施策集を掲載する予定となっております。

第３章の作成に当たりましては、現行の環境基本計画の進捗や、各所管の施策等を把握するために、事務局にて各課へのヒアリング等を実施いたしております。ヒアリングの結果、各課とも現行の環境基本計画に基づく施策を実施しているということが確認できております。事務局では、今後ともこれまでの施策の方向性を大きく変えることはなく、現行の環境基本計画の施策方針を引き継ぎ、各個別計画と連携しまして、環境政策を計画的に進捗していくべきものと考えております。

それでは、18ページをお開きください。本ページから、「自然を大切にするまち」の施策の

方向につきまして記載をしております。18ページ、19ページにつきましては、「緑」としまして主に緑施策を、次に20、21ページにつきましては「水域（河川・海）」としまして海や河川の施策を、22ページ、23ページは「動植物（生物多様性）」としまして鳥獣保護施策や自然の回廊プロジェクト、ずしし環境会議との協働による自然観察会等について、それぞれ記載をしております。

次に、24ページから「廃棄物による環境負荷の少ないまち」の施策の方向について記載をしております。24ページから26ページまでは、「発生・排出抑制～リデュース、リユース」として主に廃棄物の発生抑制につきまして、27ページから29ページまでは「資源の再生利用～リサイクル」としまして主に資源化について記載をしております。30ページ、31ページにつきましては、「適正処理」としまして環境クリーンセンターへの収集や廃棄物処理につきましてそれぞれ記載をしております。

32ページからは「温室効果ガス排出の少ないまち」の施策の方向について記載をしております。32ページ、33ページにつきましては、「温室効果ガス排出の削減」であり、主に省エネの関係の施策や歩行者と自転車のまちについて、34ページ、35ページにつきましては「再生可能エネルギーの促進」といたしまして再生可能エネルギー利用の促進に向けた施策について、それぞれ記載をしています。

次に36ページからは「暮らしと景観に配慮したまち」の施策の方向について記載をしております。36ページ、37ページは、「景観」といたしまして景観施策について、38ページ、39ページにつきましては「居住環境」といたしまして土地利用誘導施策や交通施策、急傾斜地対策等につきまして記載をしております。そして40ページ、41ページにつきましては、「生活環境」といたしまして生活環境の諸問題、環境クリーンセンターのダイオキシン対応、また歩行者と自転車のまちを再掲しまして、それぞれ記載をしております。

第１章、第２章及び44ページの第４章につきましては、計画全体の参考としまして事務局の素案をつけさせていただいております。

ここで１点御報告がございます。現在計画の改訂に当たりましては、ずしし環境会議とも意見交換をしながら進めているところです。そのずしし環境会議のごみ問題部会から、この「廃棄物による環境負荷の少ないまち」、24ページから29ページの内容につきまして、所管課と意見交換を開催したいという要望がございました。つきましては、事務局と所管であります資源循環課、それからごみ問題部会の間で意見交換会を行いたいと考えております。日程等はこれ

から調整をさせていただきます。委員の皆様の参加を拒むものではございませんということで、日程等が決まりましたら、御連絡はさせていただきたいと思います。

以上で説明は終わります。よろしくお願いします。

【藤井会長】　どうもありがとうございました。それでは、各節についての皆さんの御意見等をいただきたいと思います。まず、第３章の第１節、この18ページからの「１．緑」につきまして、皆さんの御意見、御指摘いただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【太田委員】　この節に関してというより、全体の話として確認させてください。きょう扱うのは施策の方向ということですが、この後に多分、行動等指針の策定等となってくると思うのですが、そことのすみ分けとしまして、ここでは大きな方向性だけ、例えば、意識啓発を図るというところまで示して、具体的にそのために何をしますというのは、指針のほうに入ってくるという解釈でよろしいでしょうか。

【米山副主幹】　そのとおりでございます。具体的な施策については、今後、第４章で具体的な施策については議論させていただきます。また、行動等指針につきましても、計画自体とは別に、改めて検討することになります。今回の第３章につきましては、施策の方向ということを議論いただければと思います。

【藤井会長】　よろしいですか。それでは、どうぞ、皆さんよろしくお願いします。

【進藤委員】　やはり全体的なことですが、市民、事業者、役所が三者一体になってこれらを進めるに当たっての審議だと思うのですが、全体的に読ませていただいて、市の何をしたかとか、そういうものがかなり書かれていて、市民や事業者の今までの成果という部分があまりはっきりわからないのですが、そういった内容は今後の章等に記載されるのでしょうか。

【米山副主幹】　第３章は施策の方向ということで、確かに現況と課題として、市の施策がメインになってくるかというところにはなっているのですが、この後、第５章で推進体制として記載する章はあります。今、エコリーダーズのみなさんとも話をしている中で、今までの実績等も、第５章で言及することも可能です。また、意見交換を今度ごみ問題部会さんとやらせていただいて、その後、方法はさまざまかと思いますが、二酸化炭素削減部会、そしてまちなみと緑の創造部会とも意見交換をさせていただいていくことになると思います。その中で、また反映できる部分があれば、今後、この現況と課題に反映するということも考えられるかとは思います。

【藤井会長】　よろしいですか。ここでは施策の方向性ということで。では、はい、どうぞ。

【印田委員】　ここのところを読ませていただいて、ちょっとわからなかったことは、逗子市の財政があまりよくないので、民有地が手放されるような場合に、逗子市はそれを引き受けにくいということを書いてございますね。後の管理が大変だからと。これは逗子市全体の今の方針ですか。

【緑政課　長嶌課長】　緑の担当の緑政課長です。決してそうではなくて、良好な緑地とか山林は積極的に市としてはお受けします。ただし、通常、山林地主の寄附の意向は、往々にして使いみちがない、危険性がある、手に負えないとかですね、そういった理由に起因するということ、また、境界等も決まっていないことも多く、そういった状況の中では、市としてお受けできないという状況です。ですので、決して市が寄附の申し出に対して消極的だということはございません。

【印田委員】　もうかなり前でございますけど、アザリエ団地のところの斜面が買われまして、そこに住宅を斜めのところに建てようという問題が出ましたときに、逗子市にお願いして、ぜひその土地を買って、緑地にしなくても、逗子市で管理していただければ、変な住宅が建つようなことはないんじゃないかって、何回かお願いに上がったことがございました。そういうときに、こういう問題については、自治会や周りの人間が懸念しているように、変に住宅なんか開発しないで、逗子市で管理していくのが普通なんじゃないかなと私どもは思いました、ずっと。ですけど、そういうときになかなかお引き受けくださらないというお話が出まして、その事情は、ここで読む限り、逗子市の財政が非常にあまりよくないので、そういう土地を持ちたくないのかなというふうに思ったんですね。だから、これからも、路地もたくさんありますし、変な土地、大して役に立たない土地なんていうのは、全体に自分で管理するよりも、公共のほうへ移すほうが楽なんじゃないかなと私なんかは思うんですね。なかなかお引き受けにならないそうで、これをその事情は財政的な意味合いなのかなと思ったんです。それを知りたいと思いました。

【緑政課　長嶌課長】　そういった考えも一つの側面ではありますが、本来的に緑担当として山林を取得していくということは、そこは良好な環境の保全等の理由で取得しているわけで、開発行為や団地の造成を、結果的にストップさせるために行政が取得するということは、まずないと思います。ですから、その土地が、自然環境上非常に価値が高い土地ですとか、そういった個別の事情があれば別ですけれども、単に開発阻止のために市が買っておくということは、

今後も行政的にはないとは思います。ですから、何回も言うとおり、市はそういった良好な土地の寄附等の申し出があれば、積極的に取得に動きますし、そういったところがあれば、みどり審議会に諮り、みどり基金という貴重な基金も持っていますので、取得にむけて動いていくことになります。

【森川次長】　今の件は、開発残地ですね。開発残地を市が買い取るということになりますと、財政的な負担もありますし、また、開発業者がちょっと手をつけて放置したものを、すべて買い取らなければいけないという形になりますので、それは市のスタンスとしてはないということですね。私どもが緑を保全するのは、市街地における良好な緑を保全するための政策だと思いますので、開発残地を買って保全するということではないと思います。

【印田委員】　おっしゃる意味はわかるのですが、こういうちょっと逗子市のようにねらわれている土地というか、非常にいい土地はですね、わずかの大きさの、建築など非常に無理なような斜面のところにもお家をお建てになりますね。業者はそういうのを県とか市に建設の申請をなさいますから、法的に問題はないと思うんですね。そうすると、逗子市がそれをとめることはできないようですね。ですけど、どう考えても、こんなところに家なんか建てない方がいいのではないかなと思うようなところに、非常に巧妙な建ち方で家が建ち上がったときに、逗子市がそういうことを指導なさらないのかなと。こういうのはおやめになったほうがいいんじゃないですかとか、そういうことはあり得ないことなんですか。

【まちづくり課　西之原課長】　まず、市は建築確認の確認をする権限は持っていないのですが、まちづくり課では、一定規模以上の開発に関して条例手続を持っていますので、条例の手続きはしていただく。１件１件の建築確認についても、まちづくり課にて、条例にかかるものでないというのを確認した上で、建築確認の申請を経由するといった取り扱いをしていますが、適法に、条例にも適用対象とならないお家を建てるという、そういった申請に対して、こういった土地ですからおやめくださいという、そういった指導というのは権限上もできないですね。

【印田委員】　わかります。おっしゃることはわかるんですけど、私たちが希望することは、そういうときに逗子市の政策というか、全体の姿勢としてですね、緑を残したいという気持ちをしっかり業者に言っていただきたいかな。思うままに、好きなような、そういうことって、あるんじゃないかなと、ちょっと心配するものですから、ごめんなさい、以上です。

【中津委員】　今の御意見、すごく重要なことで、財政のことは非常によく理解できますし、逗子市の人口の規模、景観団体にもならないであろうといった背景を踏まえると、緑地行政、

都市計画または建築指導等の所管において、アドバイザー制度のような、何か新しい施策を今後検討していく等の旨を計画の中に記載したほうがいいかなと思いました。

里親制度とか、市民との協働とかということが入っていることは、当然すばらしいことなんですけど、この施策の方向というところで、もう少し市民とのパートナーシップを組織的に行っていくというようなことをうたってもいいのかなという気がしています。

人口が少ないからこそ、通常の景観法による施策で、大都市でやっているようなものとは異なる新しい施策を模索するといったことを、また、庁内の横の調整をしながら、住民の方々との信頼関係を築いていくといったことを、もうちょっと緑地行政からうたっていくということも、有効なのではないかと。今のお話聞いていて思いました。意見ですけど。

【藤井会長】　環境保全と景観の維持や向上といったことで、まち全体のレベルを上げていくというか、品格を高めるというか、そういった視点が一つ。もう一つは、やたらと崖地の開発行為等をするとなると、最近は大雨が降ったりなど、いろいろなことがありますので、安全性の問題もかかわってきます。その両面を頭に入れた上で、どういった取り組みをしていけばいいのか、その政策なるものは、やはり考える必要があるという先生のご指摘です。そういったものを盛り込んだらというような意見が出ました。

この件についてはここで結果云々ということにはいかないと思いますけれども、検討課題の一つということにさせていただければと思いますけど。そのほかにございますか。よろしいですか。

それでは、次の河川・海というところで、皆さんの御意見等をいただきたいと思います。特にここでは、施策の方向というところについて、皆さんの御意見をいただければと思いますけれども。はい、どうぞ。

【印田委員】　この間、川沿いに歩いてみましたら、川が非常にきれいに掃除してあったので、びっくりいたしまして、逗子市がなさってくださるかボランティアさんか知りませんけど、本当にありがたいと思いました。ただ、そのときに、カモを見ると、カモの居場所がないんですよね。全部きれいになっていて。お、カモはどこに巣をつくるのかなと、一瞬思いました。本当にいつもきれいになさるけど、汚いときもありますけどね。でも、きれいなときはいいものだなと思いました。

【藤井会長】　きれいだということは、ごみがないこと。それとも…。

【印田委員】　掃除してある。

【藤井会長】　さもなければコンクリートで固めちゃった。

【印田委員】　そうではございません。木が切ってあるんです、雑草が。きれいにしてありました、この間。わ、こんなに大変だな。時々ボランティアさんがなさってましたりね、逗子市でなさってくださるんですけど。カモは、だけど寒そうでしたよ。

【藤井会長】　それはどうしたらいいんだろう。

【印田委員】　隠れる場所がないなと思って。

【中津委員】　ボランティアの活動範囲ですとごみ拾いが中心ではないでしょうか。

【印田委員】　逗子市がなさったのではございませんか。川が随分きれいに。

【河川下水道課 萩原副主幹】　市の管理している部分と県が管理している部分とがありまして、場所によってです。

【印田委員】　私、東逗子からずっと逗子へ歩いてきて、見ていて、わ、随分きれいに、大変なお仕事をありがとうございます。

【河川下水道課 萩原副主幹】　東逗子のあたりでしたら、市が管理しているところですね。

【藤井会長】　葦は水の浄化に役立っているんですよね。

【中津委員】　葦は切っちゃまずい。水量計算上も関係して

【藤井会長】　葦は、カモには。

【森川次長】　河川清掃に関しては、市民団体の方が積極的にごみ拾い等をやっていただいていますので、年に１回一斉清掃という形でやっています。葦は基本的に保全するべきものですので、手はつけません。ごみだけ拾っている。そういう状況です。

【進藤委員】　それに関連してなんですけれども、田越川の一斉清掃は広報ずしにも告知されて、活動の募集があるんですけれども、私は小坪在住ですが、もう少し小さい身近な川については、個人の方が清掃をさせていたりするので、それがもう見ているととても深いですから大変なんですけども、その辺、田越川なんかはＺｅｎの配布事業ということでやっていらっしゃるんですけど、身近な川の清掃事業の把握とか、そういうのは市ではなさっているんでしょうか。

【河川下水道課 萩原副主幹】　個々の方の清掃に関しては、市では把握してないんです。市には３つの団体がいらっしゃいまして、その方が清掃をするとかという話になりますと、市のほうで把握してごみ袋を配布したりとかという対応をしているんですが、個々の方までは市では把握しておりません。

【進藤委員】　そうすると、かなり長い流域なんですけれども、その川がいくつあって、ここはどこの地区会なり個人の方がやっているという把握はないということですね。

【河川下水道課 萩原副主幹】　その団体が掃除する場合は、区域というのはある程度こちらでは把握しております、市では把握しております。

【進藤委員】　団体登録とか、その３つ以外の団体とか個人がやる場合は、全くわからなくて、その地域の方にお任せという形で、自主的に…。

【河川下水道課 萩原副主幹】　基本的には市が管理している河川区域は、清掃、草刈り等はすべて把握しておりますけれども、県が管理している部分が当然ありますので、そこの部分に関しては県が管理している関係で、市では把握、そこまではできていません。

【進藤委員】　じゃあ、そこの川がどっちの管理かというのを、まず知らないといけないということですね。私たちがどうですかと聞く前に。

【河川下水道課 萩原副主幹】　そうですね、どこのお話をされているのかによります。申しわけありません。

【藤井会長】　それでは、同じ逗子市の中で、ここの川は県、ここの川は逗子市となっているということですか。

【河川下水道課 萩原副主幹】　そうです。

【藤井会長】　では、少なくともその辺の情報交換は十分にされて、全体的にどうなのかという意思疎通は必要かもわからないですね、今後。今まではあまり連携されてなかったようですけれども、情報交換をして適切な対処をすることは必要かもわからないと思いますので、この施策の項の部分にそれを盛り込んでいただければ。

【河川下水道課 萩原副主幹】　従前の例でいきますと、小学校とか逗子開成さんとか、団体が清掃に入りたいという話は、市には必ずくるので、それはどこの川であっても、団体の場合はある程度把握はできるんですけれども、個人まではちょっと難しい。

【進藤委員】　個人が好意的にやっているところって、かなりあると思うんで、会長がおっしゃるように、そういう何かつくっていただければ。

【藤井会長】　清掃は勝手にやってもいいものなのでしょうか。

【進藤委員】　勝手にやっていいんですか。見ていると大変危ない。ただ、河があふれそうだとか、台風の後だとか、そういうときはもうせざるを得ない状況に。

【森川次長】　河川の管理に関しましては、基本的には逗子市と神奈川県が担っていますので、

個人の方がやられているのは、多分御自宅に隣接する部分で、仕方なくということだと思いますけれども、その辺はですね、市に言っていただければ私どもでやるし、県の管理であれば県のほうに相談するという形でとれますので、個人的に川におりて清掃されるのはなかなか危険な部分もあると思いますので、その辺は相談していただきたいと思っています。

【藤井会長】　それでは、お互いに連携しながら、情報交換しながらやるということで、そういった意味の文言を入れていただければと思いますけど。はい、どうぞ。

【中津委員】　施策の方向の３つ目の項目で、「誘導に取り組む」とありますが、「誘導」という字がちょっと何かなと思ったのですが、これは海の家とか、そういう業者に対してということですかね。

【山下主事】　事業者に限定をしているわけではないのですが、海岸についてはさまざまな立場の方、例えば海の家の方、近所に住まわれている方等、いろいろな立場の方がいらっしゃいますので、その皆さんがバランスよく使っていける様に市としても支援していくという、その中で「誘導」という言葉を使っておりますので、特別な意思を持ってその言葉を当てはめているというわけではないです。

【中津委員】　ちょっとついでに言うと、海は経済観光課ということになっており、河川下水道課と経済観光課、海は経済観光課が大体を仕切っているということだと思うんです。ただ、水辺のネットワークという点からもうちょっと考えてみると、この２つの課の施策が、どのようにつながっていくのかということを、もうちょっと施策のページに。20ページの河川の部分に親水という言葉も使われているんですけど、親水という言葉が河川だけの話ではなく、海を通してまた別の川ともつながっていくとかですね、そういうイメージがもうちょっと出たほうがいいのかなという気がしました。感想ですけれども。

【藤井会長】　何かこうしたほうがいいという具体的な提案ございますか。

【中津委員】　項目分けが（１）河川、（２）海となっていますが、それはそれで業務上分かれるのはいたし方ないことですけれども、当然法律上違いますので。ただ、冒頭の５行ぐらいのところで、何か「河川のネットワークを市民と共有して」、もっと具体的に言えば「歩きたくなるようなまちの骨格として」みたいな、そういうようなことをイメージできるようなフレーズが入ったほうがよいのではないかと。何か海は夏、変なことが起きているよねとか、川はみんなできれいにしているよねとか、分けて考えないようなフレーズが頭に入るといいかなという気がしました。

【進藤委員】　すいません。今の御意見に関連して、河川・海ですけれども、もう一つ、森、魚つき林的な要素として、海や川に水を流し、海に運ぶ水をためる森林というものの保全も関連づけて考えて入れていただければ、緑の保全とも連携していいのかとも思えるんですけれども、いかがですか。

【印田委員】　そうですね、ばらばらにしないでね。もうちょっとしっかりとした形でもって、逗子市がおささえてないと、何かばらばらばらばらとしていてもいけないんじゃないか。効果があるなしは別問題として。

【藤井会長】　この第１節を全体的に網羅するような、森・川・海というとらえ方で、何か総括的なものをどこかに入れていただくということで、御検討いただけますか。

それでは、22ページの動植物、生物の多様性というところで、お願いします。

【進藤委員】　これ、有害鳥獣と書いてあるんですけれども、魚もピラニアとか、そういう魚類も入るのではないかと思うのですが。沼を、例えば名越の大池なんかを干して、外来種の魚をとるとか、そういう活動をされている方もいるので、その辺はいかがなんでしょうか。

【藤井会長】　大体外来種を日本に持ってきて、自然の中に放しちゃうという行為そのものが、自由でいいのかという問題にも関係しますね。生態系が崩れちゃうので、そういうことをしたとき大概は、見つからなかったら知らん顔かもわからないけど、見つかったら罪になるんでしょうね。

【森川次長】　法律的には罪になると思います。今言われた外来の魚ですよね、結構今、厳しいですから、無断放流、そういうことは現在禁じられています。しかし、市の施策としてやっているかどうかというと、それは実施しておりません。この現況と課題の中では、特定の種は入れていませんが、外来種のことは一応明記しているということです。

【藤井会長】　周知徹底して、何らかのインフォメーションを市民の方に与えないといけないでしょうね。そういう行為は罪ですよ。犯罪ですよという感じで。小さなカメでも放しちゃって、大きくなったり、いろいろな問題が出ている。

【印田委員】　ペットでね。でもこの間、あそこの池のところは海からきてまして、先生が、海から上がってきたカメですよといってお見せくださいました。小坪じゃなくて、ハイランドの下の池ね。これは海から上がってきたんですねなんておっしゃいましたから、びっくりしました。

【藤井会長】　大きい亀ですか、小さいの？

【印田委員】　結構、このくらいかな。ですけど、そういうのは川を伝って上がってくるんだそうです。もちろん、ペットとして捨てる方もおいでになると思うんですけど。

【進藤委員】　久木大池のことだと思うんですけど、あそこは外来種の魚も、カメも無数にいます。

【印田委員】　捨てちゃうのかしら。下から上がってきたとおっしゃいましたけどね。専門の先生でいらっしゃったみたいですけど。川を伝ってこういうふうに来るんですね、なんておっしゃって。

【進藤委員】　久木大池は、釣りが禁止になっていると思うんですが、釣り人、すごく多いですよね。それで、外来種を駆除するためにも、釣りを解禁するとか。一番の問題は、テグスをそのままにしていっちゃって、カメとかが被害を受けているということで禁止になっているのか、マナーの問題だと思うんですけれども。

【森川次長】　久木大池は、都市公園ですので、都市公園内の行為として、魚類は、草花もそうですけれども、とることは禁止となっていますので、その旨の看板は設置してあります。とはいっても、やはり外来種が生息しているようですので、それをねらってといいますか、釣りが絶えないという現状があります。私どもも注意して、管理している状況です。

【藤井会長】　具体的な管理として、どういったことを。

【森川次長】　見回りは当然やっています。

【藤井会長】　パトロールですか。

【森川次長】　はい。見回りと、釣り糸の絡んだものは取り除く。そういう維持管理はやっています。

【藤井会長】　そういう方法しかないですか。もし見つかったら、罰金か何か取ってますか。

【緑政課　長嶌課長】　警察等、関係者にも相談しているのですが、なかなか罰金までいくのは、現実的に無理らしいですね。また、残念ながら、釣りをしている方が確信犯ですから、注意しても逆に職員のほうに食ってかかるというような状況があります。なかなか、はい、そうですか、わかりました、やめるというふうにはいかない。他には、もうこっそりと、早朝とか、人がいないときやっているので、対応にも苦慮しているというのが実情です。

　ただ、先ほど次長が申し上げた通り、都市公園ですので、できるところの管理は我々もやっているつもりですので。

【藤井会長】　何らかの施策の中に、今出たような意見が盛り込めればいいなという気はしま

すけれども。はい、どうぞ。

【中津委員】　この23ページの施策の方向の２つ目で、逗子市内の山、海、川、史跡等を回廊として結ぶこと、先ほど河川・海のとき私が発言したことが載っていますし、その２つ下には地域教育や教育機関等との連携の話が載っています。何か緑、水、動植物等を含めて、総括するような、教育のこととかネットワークのことというのは全部、先ほどの水だけではなくて山も、という話もありましたけど、もうちょっと総括するような項目を、第３章の初めのところに書くことは、今からはもうできないですかね。

【藤井会長】　第１節の総括みたいなものをひとつ設けるとか。

【中津委員】　今からはもう無理なのかもしれないですけれども。

【藤井会長】　総花的なこととか、考え方や思想みたいなものを書くことはできますよね。

【中津委員】　何か、どうしてこれが動植物のところに入っているのかなと、ちょっと初め思ったんですけど。

【米山副主幹】　当然そういった教育機関との連携等は、ここだけにとらわれず、恐らくほぼ全部にわたってというところもあるのかなというふうには思いまして、参考でつけさせていただいている15ページですね、「計画の推進に向けて」というところで、多様な世代による取り組みですとか、関係機関との連携というところも書かせていただいております。

その視点につきましては、どこに盛り込むかというのは議論あるかと思いますけれども、必ずどこかに盛り込んでいきたいと考えますので、御意見として受けとめさせていただきます。

【藤井会長】　御検討ください。よろしくお願いします。

【太田委員】　22ページの最後の段落のところで、実態把握がうまくいってないというニュアンスで書かれているんですが、やはり規模の問題とか、周りの問題もあって、逗子だけでやるというのは非常に難しいということはわかるのですが、その内容がこの「施策の方向」に全く何も入ってないというところが若干気になりまして。

逗子としては、把握できないからしないとほったらかしてしまうのではなくて、どうしていくのかというところは、考えを示しておいたほうがいいのかなという印象を受けました。

【藤井会長】　何かいい方法はありますか。

【太田委員】　そうなんですよね。具体的にじゃあ何というと、なかなか難しいだろうなと。

【藤井会長】　市のほうでもね、何か考えろと言われても、なかなか大変だろうと思うけど。何かサジェスチョンでも結構ですし。

【中津委員】　近隣大学との連携とか、そういうのはよくありますよね。

【太田委員】　はい。この下のところに、関係機関との連携とか、調査研究等有効活用がありますので、この辺をもう少し具体化したような文言を入れていくのが現実的ではないかなと思います。

【藤井会長】　では御検討ください。そういうものが入ると、また、少し新しくなるかもわからないですね。

【進藤委員】　すみません。ちょっと細かい問題なんですけども、20ページの一番下の段落の「小坪湾には漁港もあり、海には水生生物や」と続いているんですが、ここは続けないで「漁港があり」で１つ区切ってしまう。海というのは小坪だけではなく、逗子湾とかの問題もあると思うので、水生動物、海藻類なんかの問題は別ではないか、続けないほうがわかりやすいのではないかなと思うんですけれども。

【山下主事】　海のところで、経済的、産業的な側面と、そのあと水生生物が並んで書いてあると、誤解を招きやすいという御指摘かと思いますので、事務局のほうで検討させていただければと思います。

【藤井会長】　それでは、ちょっと時間も超過しましたけれども、それでは第２節のほうに進ませていただきたいと思います。ざっと御説明をお願いします。

【山下主事】　基本的には先ほど説明させていただきましたとおりなんですが、24ページから27ページまでが排出抑制、ごみを発生させないための施策等について。27ページから29ページまでが出てしまったごみのリサイクル、再生利用について。最後、30ページから31ページについてが、主に環境クリーンセンターへの収集や、処理の現状ということを記載させていただいております。

【藤井会長】　ということで、まず、ごみの発生・排出抑制、リユース・リデュース、これについて、24、25、26ページのところです。御意見等ございましたらお願いします。はい、どうぞ。

【太田委員】　逗子市は以前から７Ｒをうたっていらっしゃったと思うのですが。この節では３Ｒですね、リデュース、リユースが24ページから26ページ、リサイクルが27ページからになっていて、あとの４Ｒはこの節では特に触れてはいないのですが、それは他の個所でという話なのか、ちょっとその辺を教えていただきたいなと。

【資源循環課 石井課長】　どこで触れるかもあろうかと思います。ただ、７Ｒについて、い

ろいろなチラシの中に盛り込んだりということはしていますけど、具体の施策を展開していく中では、基本的には３Ｒが中心ですので、全体の施策の方向として、この節では３Ｒを重点的にという形にしたと御理解いただければと思います。

【藤井会長】　ほかに。

【進藤委員】　25ページの下から３行目に、生ごみ処理機について、「25年度に逗子市商工会と協定を結び」という文言があるんですが、これはここに出さないで、後に出てくる具体的例ではないんでしょうか。

【藤井会長】　後とおっしゃる…。

【進藤委員】　この次の第４章のところに。こういう具体例を出すとなると、いっぱい出てくると思うんです。今までのところも。なぜこれだけがここに出てきたのか。

【森川次長】　ここは現況と課題をお示しした個所になりますので、今、実際にやっているものを、すべてではないと思うんですけれども、そういったものを書いているということで御理解いただきたいと思います。

【中津委員】　簡単なことなんですけれども、さっきまでの節ではあまり思わなかったんですけど、見開きでこれだけ分量があると、小見出しが欲しいですよね。家庭ごみについてとか、環境負荷についてとか、小見出しが入ったほうが読みやすいかなという気がします。

【進藤委員】　それに関して、ここだけじゃないかもしれないですけど、現況と課題というのは、これはやっぱり一緒に述べる必要があるのか、別々に分けてわかりやすく説明したほうが読み手もわかりやすいのかとも思うんですが。

【森川次長】　つくりとしてですね、この節では、２ページにわたって現況と課題、書かれている部分もありますけれども、その他は基本的には現況と課題が１ページ、それから施策の方向が１ページという、見開きで構成されていますので、そこまでは考えていません。

　確かにこのページに関してはちょっと長いかもしれませんので、中津先生がおっしゃるように、小見出し等による整理はちょっと検討させていただきます。

【藤井会長】　26ページの施策、この辺はいかがですか。ここに図がありますよね。これで、単位は1,000トンなんですよね。1,000トンの単位なのに、それで縦軸は２万5,000、一番上がね。これ、よくわからないけど、単位はこれでよろしいんですか。

【山下主事】　事務局の書き間違いで、正しくはグラフのほうのトンが正解です。右上の1,000トン／年というのが、不要な表示ですので修正をしておきます。

【藤井会長】　この単位はいらないよね。では、この施策の方向については、どうでしょうか。

【中津委員】　ちょっと細かい点かもしれないですが、先ほど進藤委員が御指摘されてましたが、生ごみ処理機の話がここに入ってきているんですが、例えば、ここでは市としては大きな方向だけを示すという考えであれば、処理機の普及が目的ではないと思うので、もうちょっと根本的な目的の部分、例えば家庭の生ごみの排出量を減らすための取り組みをしていくというような内容にとどめておいて、具体的な、そのために何をするか、ごみ処理機をという話は、第４章等に入ってくると、流れとしては。

【藤井会長】　わかりやすい。そうですね。という意見出ましたけど、よろしいでしょうか。

【米山副主幹】　御意見を踏まえまして、改めて全体のバランスで考えてみたいと思います。

【藤井会長】　よろしくお願いします。

【中津委員】　この26ページのグラフですが、ごみの排出量がどんどん下がっていくという、この絶対値を見ても、下がっているなというだけで終わっちゃうんですけれど、例えばこれ、人口がどう変わっているかとかですね、何かそういう指標になるグラフもこの中に入っていて、右側の縦軸に人口等があると、人口がそんなに下がっているわけでもないのに、ごみの排出量が下がっているというような、そういう分析というか、市民の方でもわかるような、この下がり率がどれだけすばらしいことかってわかるようなことになるんじゃないかなと。難しいことでしょうか。

【米山副主幹】　難しくはないですね。

【藤井会長】　人口動態がわかる。

【米山副主幹】　例えば、１人当たりの排出量等という見せ方もできるでしょうというところもあるかと思いますので、そこはまた検討させていただきます。

【進藤委員】　それに関連して、下の生ごみ処理機の購入助成の表がありますね。それも人口に連動したグラフにして、見せていただいたほうが、どれだけ生ごみ処理を個人的にやっていて、これだけ減っていくという推移がわかるので、啓発的にはなるようなこと、思いますが、いかがでしょうか。

【資源循環課 石井課長】　ここに資料としてどういったデータを載せるかというところは、いろいろな考え方があろうかと思います。また、ここに生ごみ処理容器だけ載せていることにも、ひとつ議論はあろうかとは思うんですけど、本文のほうでありますとおり、最終処分量を減量していくためには、最終処分しているもののもととなる燃やすごみを減らすことが重要で

す。燃やすごみの中身で一番多いのが生ごみでして、それゆえ、近年のこのごみ行政の中では、生ごみを減らすことに非常に力を入れてやっているところがあり、この次期環境基本計画の中でも、それは変わらないであろうというところがあります。そのため、ことさらに生ごみのところを取り上げているわけなんですが、それはただ、ちょっとこの人口推移と一緒になってしまうと、ちょっとそれだけだがここに入ると、ほかにも資源化率の…資源化率は次のものになりますけれども、例えば燃やすごみの中で言いますと、次に多いのは紙ごみの混入なんですけれども、それはじゃあどうなのかというようなことはございます。ちょっとこれは別々で分けておいたほうがいいのかなと、所管としては考えております。ことさらに載せたというのはたしかではあるんですけど、それがちょっと排出量の推移と一緒になってしまうと、何のためなのか、位置づけが少しいかがなのかなと考えております。

【藤井会長】　それでは、27ページからの資源の再利用、リサイクルのところ、この３ページについて、お考え等はいかがでしょうか。

【太田委員】　非常に細かいことですけれども、よろしいですか。27ページの下から３行目にビデオテープという文言が出てきておりますが、いまでも回収しているのでしょうか。

【資源循環課 石井課長】　ビデオテープ類ですね、これは平成22年度から始めているんですが、やはり継続的に今でも。おそらくは御家庭で眠っているものを処分するというタイミングで出されているのだろうと。今でも継続的に、それなりの量は出てきています。だんだん回収量は落ちていくのだろうと思いますが、現状ではそれなりの量は回収しております。

【太田委員】　ちょっと危惧していたのは、ずっと文言を使い回して残っている印象になると、あれかなと思うのですが。まだ出てきているということであれば、そのまま残していただいても。

【資源循環課 石井課長】　すいません。ビデオテープ類の中でですね、ＣＤやＤＶＤといった昔のデータベースもあります。そういったものも一緒に回収の対象にしておりますので、表現はもう少し見直してみたいと思います。

【小林委員】　ちょっとよろしいですか。容器包装プラスチックなんですけど、「プラ」と書いてあるんだけど、プラに入れてはいけないものもあると伺ったんですけど。その辺はどうなんでしょう。それを電話で池子のほうに聞いたら、こちらで分別しているから、わからなかったらそのまま入れてくださいということでした。再度分別しているのかなと思って、その辺がちょっと私にはわからないんですけど。

【資源循環課 石井課長】　それは具体の排出段階、家庭から排出段階での分別の問題ということで、ちょっと計画に盛り込む話ではないかなと思うんですが。考え方としては、容器包装プラスチックは、過剰包装を改めていこうという国の政策の中で、法律で定められて取り組まれているところです。中身の商品を使ったら、もうすぐに不要になってしまうという、そういう包んでいるものですね。そういったものに対してリサイクルをきちんと促進していこうということなので、中身の商品ではなくて、中身の商品もプラスチックの材質でできていることもあろうかと思いますけれども。

よく御質問いただくのが、コンビニで買ったお弁当についているプラスチックのフォークとかスプーンとかですね、ああいったものが小さい袋に入ってついている。中身のプラスチックのフォークとかスプーンとか、それは商品として使うものですので、包まれている中身のほうになり、容器包装プラスチックには該当しないんですが、小さいフォークとかスプーンが入っている袋のほうは容器包装プラスチックになると。

中身の商品を消費すると、もうその時点でいらなくなる。買ってきて、中身を出したら、もうその時点でいらなくなる。そういった包装類ですね。そういった包装類は過剰包装の問題がありますので、何とか減らしていこうということで、対象にしてリサイクルしていくと。また、リサイクルに当たっては、そういった過剰包装のもとになる商品類をつくっている事業者に、制度として費用負担をさせていくことで、過剰包装の発生自体を減らしていこうという、そういう法律の仕組みでやっていることですので、そういった法律の仕組みに照らして考えていただいて、包んでいるものだと御理解いただければ、ある程度の御判断がつくのかなと思います。

【藤井会長】　ほかの方はございますか、何か。

【進藤委員】　拠点回収の品目が書いてあるんですが。

【藤井会長】　何ページですか。

【進藤委員】　27ページの一番最後の段、４行目から。ここに書いてない壊れた陶器類、割れてしまった陶器類や、鍋・釜等は、拠点回収ではなくて、資源循環課との協働事業のエコ広場というところで回収をしているんですが、そのあたりの把握とか、回収してますみたいな。全体的に市のやっていることが多く書かれているんですが、市民との活動、協働活動として、そういうものは入れる、入れないというのは、御意見があるんでしょうか。

【藤井会長】　回収した後、どうされているんですか。

【進藤委員】　それは、結局市のごみに出してしまうと、クリーンセンターに持って行くんで

すけれども、例えば割れた食器とかは、道路の路盤材にしてリサイクルされるとか。そういう広報活動が徹底してないのですが、でも有効利用ができるみたいな。

【藤井会長】　ガラスや何かそういった類、一応ぐちゃぐちゃにして、粉々にしちゃう。そういったやり方はどうなんでしょう、その辺は。

【資源循環課 石井課長】　取り組みとして、どこまでここに書いていくかというようなことになろうかと思います。もちろん市と市民団体との協働事業でやっていくことですので、そこを載せるか載せないかというようなところは、この環境基本計画の素案をつくるに当たっても、所管でもちょっと考えたところではあるんですが、まだこの仕組みとして未成熟で、リサイクルなり資源回収の方法として、確立させているものではないので、ちょっと全体を見て、この第３章のところで触れるには、まだちょっといかがかなというようなところですが、第４章以下のところでは、ちょっと考えていきたいと思います。

【藤井会長】　そういったところも、今後入れるのか。ここのところはどういうふうにしたらいいと思いますか。そういったこともあるので、何らかの形で。

【進藤委員】　市がやったことを羅列するだけではなくて。

【藤井会長】　市民がやっていることも入れるとか。

【進藤委員】　協働事業的なことも、ある程度、ごみ問題だけではなくて、二酸化炭素削減にしろ、少し入れていただくと、より身近になるのではないかなと。

【藤井会長】　それでは、こんなことがあるよという事例もね、それじゃ市のほうにそれをお伝えください。そうすると、具体的な活動が見えたほうが入れやすいですよね。

【進藤委員】　把握されていると思うので、協働事業って。

【藤井会長】　そういった意見も出ましたので、よろしくお願いします。

【山下主事】　事務局と所管のほうで、書きぶりのほうはまた調整させていただいて。

【藤井会長】　それでは、次に進んでよろしいでしょうか。次は適正処理ということで、30ページ、31ページ。

ここはいかがですか、よろしいですか。はい、どうぞ。

【印田委員】　私は池子に住んでおりますので、割と焼却場は近いんですが、時々自分の家から大型ごみを自分の自動車に乗せましてクリーンセンターへ持って行きます。非常に皆様感じのいい方ばかりで、お仕事がとてもすてきです。ぜひ逗子市にお住まいの方は時々おいでになるといいと思います。非常に感じよくしてくださって、助かっております。ただ、この途中に

ですね、このクリーンセンターへ行く道が非常に怖いです。上から大型のごみのトラックがおりてまいりまして、私どもの小さい自動車が上って行きますので、なぜああいう大事な道があのままで、随分長い間使われていますね。私はもう何年も住んでいますから、何回かあそこに上るんですが、なぜあの道がもう少しきちんとトラックが十分通れるようにできないのかなと思って、不思議に思います。というのは、ほかの施設、例えば運動公園だとか飯島公園のように、非常に大金を使ってああいう施設をなさっているのに、なぜあれだけの道路がきちんとできないのかな。私は市長さんに正直言って聞きたいです。見えてないんじゃないか。皆さん見てないんじゃないかな。あれはとても大事な道だと思うんですね。ぜひそのことを言っておいてください。そして、お仕事をなさる方が、安心してあのトラックが上りおりできるように、道を直しあげてほしいというのは、ずっと前から思っておりました。ただ、持って行くたびに非常に感じよく接してくださって、ありがたいと思っております。

【藤井会長】　この中に盛り込みますか、それを。

【印田委員】　はい、ぜひ。いえ、そういう意味じゃなくて、皆さんはあの怖さ知らないんじゃないかな。

【田戸次長環境クリーンセンター所長事務取扱】　おっしゃるとおりで、大変御迷惑をおかけしていると思っています。搬入路を含むあの土地自体が大蔵省の土地を借りて使っておりまして、かなり前に炉を改修したときに搬入路を広げて以来、細々と壊れた路面を直したりという範囲でしかやっていないのが現状で、かなりでこぼこしてまして、確かに歩いていても引っかかってしまうようなところがあるのが現状でございます。ただ、それ以外にも今、焼却炉の大規模改修工事等で三十何億のお金をかけさせていただいて改修しているような状況の中で、なかなか道まで予算が回ってこないというのが現状でございます。

【印田委員】　何回か市長さんにあそこを通っていただきたいです、自転車に乗って。本当に怖いです。

【中津委員】　では、施策の方向の中で、例えばこういう今、隠蔽されているという日本語がいいかどうかわからないですけど、ちょっとああいう見えにくいところでやっているものを、もうちょっと見える化するとかですね、そういうことを施策の中に。今あちこちの行政で既に始まっていますけど、クリーンセンターを小学生が必ず毎年一回見学に来るような、そういうふうな施設があちこちできているんですけれども、そういうようなことをもうちょっと入れてもいいのかなという感じがします。

【田戸次長環境クリーンセンター所長事務取扱】　今のお話なんですけれども、現実的に毎年小学校４年生の学年の子は全校、５校小学校がございますけれども、見学に。

【中津委員】　来てるんですか。

【田戸次長環境クリーンセンター所長事務取扱】　というカリキュラムは盛り込まれておりまして、多分それは小学校のところで出てくる具体的な話なんですけれども。

【藤井会長】　子供の見学の安全性を守るために。

【印田委員】　非常にね、場所はいいんですけど、何かいまいち大事な場所にしては。

【中津委員】　施策の中でもう少し、今小学生が来ているのが当然と言えば当然なのかもしれないですけど、もうちょっと施設を見える化する、見えるようにしていくということを入れておくのは。

【藤井会長】　いいですよね、それ、いい提案だと思いますよ、僕は。

【中津委員】　今の施設をどれだけ変えられるかというのは無理なことはよくわかるんですけど、そのことをうたっておくことは重要なことかなと思います。

【米山副主幹】　そうしましたら、３章の施策の方向の中にも意識啓発を図るという言葉もありますので、その辺も含めてちょっと検討させていただきたいと思います。

【藤井会長】　よろしくお願いします。それでは、次に第３節のほうに移らせていただいてよろしいでしょうか。では、第３節ということで、32ページです。温室効果ガスの排出の少ないまちということで、温室効果ガスの排出の削減、省エネですね、32、33ページですけれども。大体の説明されますか、もう同じようなものですよね。それとも、説明されますか。

【米山副主幹】　先ほど申し上げたとおりでございまして、温室効果ガス排出の少ないまちということで、１番のほうがどちらかというと省エネを目的としているもの、そして２番目のほうが再生可能エネルギーの促進という、この２つの項目ということになっております。

【藤井会長】　そういったことですので、まずは省エネについて御意見を伺いたいと思います。

御質問が出る前にちょっと伺いたいんですけれども、33ページの温室効果ガス排出量内訳という表がありますが、この場合に量はトン／CO_2なんですけど、これの単位は年ですかね。

【山下主事】　年ですね。

【藤井会長】　年ですか。／年と入れておいた方がいいのかな。それから、その下の電力需要量の推移ということで、これの単位はキロワットアワー。

【山下主事】　そうです。申しわけございません。単位が抜けておりました。

【藤井会長】　これも年間ですか。

【山下主事】　年間です。

【藤井会長】　年間。それで、これは日本の。

【山下主事】　逗子市。

【藤井会長】　逗子市のですね。

【米山副主幹】　そうですね、市内の登録台数です。ちょっと説明が足りてないですね、申しわけございません。

【山下主事】　一番上の内訳は日本レベルで、下の電力需要と自動車登録台数は逗子市レベルです。わかるように、表を修正させていただきます。

【藤井会長】　ということで、よろしくお願いします。電力消費量を見ると、増えたり減ったりですから、平成25年度は出ていませんからわからないけど、横ばいなんですね。

【米山副主幹】　そうですね。全体的には、震災以降の次の年には、やはり市内全体で15％の削減にはなっておるんですが、その次の年には、そこからさらに削減というのはなかなか難しいというところですね。その前に比べれば、節電の意識は、皆さん高まっているのかなと感じます。

【藤井会長】　全体的には減っている傾向があるけど、22年度だけちょっと増えたんですね。

【進藤委員】　この場合も世帯数とかがわかったほうがいいのではないでしょうか。周りを見渡すとかなり高齢者の方がいなくなって、空き家になっているおうちが多いので、世帯数が知りたいなと思いますけど。

【藤井会長】　施策の方向についてはいかがですか。御意見ある方。省エネについて、こういったこと以外に何かありますかね。特に省エネについて。

【太田委員】　特にこの自動車のいろいろな問題、環境に関する問題に関して、当然近隣自治体との関係あると思いますし、きょうの範囲ではないですけど、15ページに「近隣自治体等の関係機関とも連携して」と書いてあるから必要ないのかもしれないですけど、特にこの車の排気ガスに関しては何かちょっとうたったほうがいいかなと。市民と協働して施策に取り組むわけですが、何か近隣自治体を含めたとか、そういうのがちょっと入ったら。車のことに関して。

【米山副主幹】　確かに、通行するのは当然市内の方ばかりではないというところもありますので、その辺の意味は少し込められるように検討させていただきたいと思います。

【藤井会長】　他にないようでしたら、次へ進んでよろしいでしょうか。それでは、再生可能

エネルギーの利用ということで、34、35ページについてお願いします。

35ページのこの表ですけども、日本のエネルギーバランスフローの概要、エネルギー白書2013年度版、そこから出されているんですけど、これは2013年度の値ではないですよね。12年度ですか、この表は。

【米山副主幹】　すいません。確認させていただきます。

【藤井会長】　調べて、入れておいてもらえると、いいですね。

【佐野委員】　あわせて、35ページのその下の発電量ですね。市公共施設における太陽光発電。１時間当たりの例えば10キロワットとかですかね。

【藤井会長】　これは発電量だから…。

【米山副主幹】　最大出力。

【藤井会長】　だから、こういう能力の太陽電池システムを設置してあるというだけだと思うんです。市立体育館には10キロワットの系が載ってますよと。それだけのことです。

【進藤委員】　最大10キロ発電能力のある。

【藤井会長】　定格でね。

【印田委員】　結果的にそれがどういうことになるのかな。こういうのを置いてありますというのはわかりますけれども。

【藤井会長】　それだけの能力を持っている系を置いてある。

【印田委員】　ということは、それまでは使う。

【藤井会長】　いや、使われる量ではない。このキロワットという単位は、１秒当たりどのくらいのエネルギーを出せるかという能力、それだけのことだから。年間の発電量ということと間違わないようにしなければ。単なるこれは能力の規模だけ、発電能力の規模だけを示している。

【佐野委員】　体育館だと市庁舎の３分の１だから、面積は３倍のせているという考え方出来ますよね。

【米山副主幹】　その能力等にもよりますし、恐らく向き等、いろいろありますので、単純に面積３倍かというと、時期の問題もあるでしょうし、一概には言えないかもしれないですね。ただ、見た目で10キロのものと30キロのものと、当然30キロのほうが広い面積は使っているとは思います。この書きぶりですね、発電量という書き方がわかりにくいところがあるかと思いますので、整理をさせていただきたいと思います。

【佐野委員】　細かいですけど、その下にいくと発電量で、ここは単位をちゃんとキロワットと書いたほうがいいのかなと。

【藤井会長】　できるなら、もう１つ欄をつくって、年間の発電量を記載すればいいですよ。

１キロワットを設置すると１年間で1,000キロワットアワーの電力を手にできるのが大体の目安です。だから、10キロワットだとすると、この1,000の10倍だから、１万キロワットアワーの電力が手にできる。それより少なかったら、それはシステムとしては出来が悪いとか、陰になっているとか。逆にそれよりよかったら、これはいい状況で発電しているということがわかる。

【印田委員】　実際にどのくらい役に立っているかということが、これではわからない。

【藤井会長】　わからないです。

【印田委員】　そういうことですか。そういうのを知りたいですね。

【藤井会長】　だから、自動車で言ったら、排気量云々という、何というかな、単なる能力。

【印田委員】　これをつけましたということであって、これはどのように使われています、どのくらい使われていますということは、わからないわけですね。

【藤井会長】　どのくらい発電したかという。

【印田委員】　それは出ないものですか。

【藤井会長】　出てない。単なる…。

【進藤委員】　これはメーターがついていて、それで確認できるんじゃないですか。

【藤井会長】　それはわかりますよね。

【米山副主幹】　そうですね、各学校や市役所でわかります。市役所ですと年間約３万キロワットアワーを発電しているということは、数字としてはあります。どう載せるかというのはありますが、何らかわかるような形で。少し考えさせてください。

【藤井会長】　そういった疑問がいっぱい出るから。

【進藤委員】　それに付随してなんですけど、災害時にこれらが市民のためにどう使われるかというのは。

【藤井会長】　系統に流せばいい。だから、電力会社との交渉になる。

【進藤委員】　電線の使用。そのあたりも、これからの。

【藤井会長】　そこのところを電力会社とどうやっていくか。

【米山副主幹】　今のところはですね、ここに書かせていただいている市庁舎と、それから

小・中学校、この辺については、災害時に現状では使うことができないということになっております。今度新しくのせます沼間公民館、こちらにつきましては本年度これからのせるんですけれども、こちらにつきましては災害時にも対応できるというようなつくりにしておりますので。学校、市役所のほうは、もう10年近く前にのせているというものがありまして、対応ができていないというのが現状です。

【藤井会長】　しかし、これから防災センター等をつくるとなれば、そういったものをつけて、いざというときには充電して置いておくという対策は必要です。

一方、そこで使いながら、余った電力は電力会社に売って運用していく。だから、例えば学校なら学校で、その分の何割かは自分で発電した電気を使えば、電気代は浮いてくるはずです。

【進藤委員】　そうすると、この戸建ての発電なんかの助成は出ているんですが、もっと非常用とかに各自で蓄電しておくための小さいソーラーパネルというのが普及してきているんですけど、それらに対する助成とか、そういうのはこれからの課題として考えられているんでしたら、盛り込んでいただきたいなと思うんですけど。

【山下主事】　現況と課題の下から２つの段落のあたりで現行、おっしゃられたとおり戸建ての住宅のをやっているというのに対して、今後御提案のとおり、技術開発も進んでおりますので、新たな再生可能エネルギー…再生可能に限らないと思うんですけれども、そういった設備の補助を今後検討していきたいとさせていただいております。

【森川次長】　具体的な施策は次の章に掲載してあります。ここは一応、今の現状、現況と課題を整理しているということでございます。

【進藤委員】　新たな補助というのも入れていただくと、わかりやすいかなと思うんですけど。

【米山副主幹】　一応今、施策の方向の２つ目の丸が市民の再生可能エネルギーについてでして、「設備等に向けた意識啓発、支援を実施する」という、支援の中でいろいろな設備への補助等も含めて検討していければと考えております。

【中津委員】　先ほどの省エネのことと再生可能エネルギー両方を含めてなんですけど、温室効果ガスの話って、地球規模の話ですよね。地球規模の話をこの小さなまちで何かいくら言っても、やはり実感として市民の方々わかりにくいと思うんですね。

そこで、今の防災の話がございましたが、例えば再生可能エネルギーだったら、いざというときの防災ということを、もうちょっと。近年では災害時の緊急電源とかって書いてありますけど、もうちょっと身近な目的、もうちょっとイメージさせるような説明にしたほうがいいの

かなと思って。

再生可能エネルギーについて市民の方々に意識してもらうためには、今、システム的に問題あったとしても、災害時には間違いなくやる。それが地球環境のためにもなっているんだよというイメージであるし。

省エネの場合は、省エネのことを考えるということは、やはり日々の生活を、歩行優先にするとか、自転車優先にするとか、そして、そのことは、直接的に高齢者に優しいとか、自分たちの生活はすごく自然に触れ合うとか、そういう日々の生活を改善していくんだということをもうちょっと身近なものに引き寄せた文章の組み立てにしたほうがわかりやすいかなという気がします。

【藤井会長】　ほかによろしいですか。次へ進んでよろしいでしょうか。それでは36ページの第４節、暮らしと景観に配慮したまちということで、１、景観について。36、37ページですけど。

質問ですけど、36ページの下から３行目のところで、「逗子の景観にふさわしい新たな検討を行い」とは、何の検討でしょうか。

【まちづくり課　西之原課長】　もともとの案ではデザインコードの検討ということでして、やっていくことは、逗子らしいまちなみの検討です。

【藤井会長】　逗子らしさの検討。

【西之原まちづくり課長】　要素がいろいろあるんですけども。外構とか、立派な緑化をなさっているようなお宅とか、そういったものを集めてきて、ぜひ皆さんに取り入れてもらおうという。そして、そういったものを冊子化して、つくろうということを今やっていまして、これですとデザインコードが入ってないと、ちょっとわからないか。補う必要があるみたいですね。

【藤井会長】　逗子って、山があって海があって川があって緑があって、いいところですよね。

【印田委員】　先生、外からごらんになるから。駅前なんか出て平気ですか。つまらないまちだと。

【進藤委員】　いいところだと思います。

【印田委員】　住むときとご覧になる場合として、景観として、いいかしら、あれ。

【藤井会長】　地形としてはね。地域としてはいい。人間がそれをうまく、どうやってつくるかというところの観点が抜けているんですね。

【印田委員】　逗子全体の市としての姿勢がきちっとしていないと。やたらと建物が建ってき

ますから。

【藤井会長】　いずれにしてもね、どこもそうなんだけど、やっぱり住む人がきれいにしようと思わないと。地形的にはここはね、きれいにできる要素がいっぱいある。それが生かしきれてないというのが外から見た我々の感じ。

【進藤委員】　もったいない。

【藤井会長】　もったいないですね。

【印田委員】　だけど、こういうことができるのは、やっぱり市の中心になる人たちに、ごめんね。

【中津委員】　そういう議論は非常に重要だと思います。実は最も私の専門領域に近いことなので、ちょっと腰が引けていますけど。他の自治体でやってはいますが、逗子市の景観審査委員会がどういうシステムになっているか全く知らなくて、今、いろいろなお話が出ていますが、ほんとすごく重要なことですね。

審査委員会があることは聞いていますし、いろいろな条例等を施行されていらっしゃることも知ってはいるのですが、こういう小さなところだからこそ、もうちょっとフレキシブルに運用するための組織があったほうがいいんじゃないかなと、老婆心ですが。

具体的には、景観審査委員会という組織は、オーソライズされていて、議事録が残って、逗子市に大きな影響を及ぼすような案件の精査をする場だと思うのですが、何かそれにいくまでの、オフィシャルじゃないとは言わないですけど、アドバイザー会議的なものがあれば。もう少し市民目線で、なおかつ専門的な方というか、そういう話ができるような場が機能していれば、例えば、駅前なんかは今後どうなるかよく知らないですけど、もうちょっと開発すべてストップというんじゃなくて、ある程度、市民目線に立った開発というのが進むんじゃないかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

【西之原まちづくり課長】　そうですね、条例、開発という関係で言うと、逗子市は景観条例もありますけども、まちづくり条例、それから良好な都市環境をつくる条例という、３つの条例で指導をしてまして、基本的には300平方メートル以上の案件を対象としています。

しかし、そういった、もう少しきめ細かい部分も必要になってくるということで、少なくとも景観条例におきましては、逗子の駅前を重点地区としまして、その中の商業地域と近隣商業地域の部分につきましては、300平方メートルにかかわらず、建築確認が必要なものはすべて条例手続きを課す。そういったことで、少しずつ条例を変えてきているというところがありま

す。

まちづくり条例に関しましては、計画という観点というのは、近隣へのインパクトというところもあって、例えばおととしには、これまで山林であったような敷地で新たにおうちを建てる場合には、これは第一種低層住居専用地域というところに特定しますけれども、300平方メートル未満でもまちづくり条例の手続をすると。そういった形でやっておりますし、徐々に条例の枠としても近づけつつあるんですけれども、そこに市民の意見を取り入れて、専門家も１件１件のものをやっていくというところまでは、まだ至ってないですね。

【中津委員】　そうなんですよね。審査会等の条例の見える化されたものだけでやると、総じて300平方メートル等の縛りをつくらざるを得ない。条文上もそうなってしまうんですけど。

景観上配慮が必要と思われるものというものについては、そういうことをやっている行政も実際ありますが、小さなものであっても、地域にとっては非常に重要で残したい自然環境もあるわけですけれども、そういうものをくみ上げるような下部組織というか、そういう委員会を本当はもうちょっと考えたほうが、住民の方々のための景観を保全するためにはいいのかなという気がするんです。業者というのは民間で、じゃあ298平方メートルにしましょうということは、そこから出てくるわけですよね。それが必ずしもいいことではないので、小さなものでも拾っていく、そういうもうちょっとフレキシブルに運用、運営できるようなものを、検討したほうがいいかなという気がします。

【藤井会長】　それでは、あとちょっとですので、一通りやっちゃいましょう。次、38ページの居住環境について、いかがでしょうか。

【小林委員】　散歩をすると、よく空き家が多く、人口が減っているし、個人の自宅を市で管理するというのはちょっととも思いますが、でも危ないし、外から見ても、どう見ても人が住んでいると思えないのですが、そういうものに対して市は別にそこまではあれしてないんだ。

【高橋生活安全課長】　９月の議会にて、議員提案により、空き家の適正管理に関する条例ができました。所管をどこにするかということを内部で調整した結果、一応は防犯のところに主を置いてということで、生活安全課が所管になるという形で、今年の４月から実際に運用していこうとしているところです。

やはり適正に管理されているかどうかということ、単に不全な状態とはどういうものか。一方では、個人情報の問題とか、今、整理することがたくさんありまして、そのあたりを整理した段階で、４月の広報等で皆さんにまたお伝えしようかという段階を踏んでいるところです。

【小林委員】　わかりました。

【藤井会長】　冊子に関して何かありますか。これでよろしいですか。

【太田委員】　ここだけの話というより、38が居住環境で40が生活環境、言葉の問題かもしれないのですが、この居住環境という見出しが、内容とあまりマッチしないというか、ちょっとイメージしづらいかなという。

具体的に何かというと、アイデアは今のところないのですが、どちらかというとまちなみとか土地利用の話とか、その辺だと思いますので、何かもうちょっといい言葉があるといいなと思います。

【進藤委員】　私も同感で、これ読んでいまして、居住環境と生活環境と、両方読むとごっちゃになっちゃうんですが。何か皆さんの御意見でまとめられる方向というのがあるんでしょうか。

【太田委員】　３番のほうは、どちらかというと、いわゆる公害対策とか、そっち寄りのお話ですね。

【中津委員】　むしろ、この３番の生活環境って、もうちょっと前のところで言えなかったのかなと思うんですけれども。温室効果ガスという流れで、公害のことがあって。その辺の要素を入れていけば、できる話ではないかと考えられます。

それで、ちょっといいですか。その流れで、もうちょっと突っ込むと、居住環境というのは、ここに書かれていることも当然重要ではありますけれども、今やはりコミュニティーをどうつくっていくかという、コミュニティーデザインなんていう言葉がはやっていたりしますが、災害時のときも当然そうですけど、共助的なことに行政としてどういうふうに啓発やきっかけづくりをしていくか。主体となるのは市民みずからの動きであるのは当然なわけですけど、そういう通常まちづくりと私たち呼んだりしていますけど、そういうことをもうちょっと抜本的にやっていくことが最終的には居住環境、日々の暮らしが楽しくなるとか、外部の人がもっと逗子に引っ越してきたくなるとか、そういうようなことにつながっていくのかなという気がするんですね。何かコミュニティーということが入っているのかな。

【藤井会長】　要するにコミュニティーをもっと…。

【中津委員】　別の基本計画に入っているんだと思うんですけど。ここでせっかく居住環境というのであれば、そういうものをもうちょっとこの中に。

【米山副主幹】　恐らく環境に対する取り組み等については、地域の力、場所場所ごとのコミ

ュニティーの力を借りて啓発していくところも多分にあるとは思いますが、環境基本計画の中でうまく表現することが、第３章の中ではなかなか難しいのかなと。書くとすると、この前段階で、素案でつくっている基本的な方針の部分ですとか。今後推進していくに当たっては、市でも今、小学校区という考え方もありますので、そういった地域ごとの力を借りてという表現は記載していけるのかなというふうに考えております。

【藤井会長】　居住環境、生活環境ということで、抱え方がおかしいのではないかというご意見については、いい言葉があるかな。思いつかないので、もし思いついたら市のほうにお知らせいただきたいと思いますけど。

ここでは居住環境をよくするということで、道路の問題のところで出るんでしょうが、新しい動きとしては、自転車をうまく安全に乗れるようなということが入っておりまして、ここは新しい試みだと思っています。僕は前から、それよりも路面電車を引ければと言ってるんだけど。なかなか実現しそうもないので、それじゃ自転車ぐらいでまずは我慢するかということなんですけど。

【印田委員】　自転車も危ないですよね。道路が狭いから、急に出てきて、出会い頭にぶつかりそうになったんですよ、私。

【藤井会長】　そうでしょうね。ですから、自転車があまり細いところで走るというのは、ちょっと問題だと思いますが、そういった意味ではね、自動車から自転車とか歩行者を云々となると、ある程度、自動車の車道を制限してでも、歩道とか自転車道路を優先させるという、そういった政策もあってもいいかなということで。

以前に、葉山からずっとここまで歩いたことがあるんですよ。それで、路面電車引いたらどこを通らせられるか。歩いて調べたんですよ。往復歩いて。とにかく人が道路を歩くということは、結局は商店街を活性化させるんですよね。例えば自動車で通り抜ける道というのは、商店街がなかなか育たない。というのは、一々おりて云々は面倒だから、だから結局素通りするんですよね。そういった意味で、実際は葉山から逗子市に来る人はバスで来て、逗子で乗りかえて電車に乗って行っちゃうんですね。だから、そういったことを考えると、路面電車が一番いいななどと思って、そのうちだんだん欲が出てきて、これをずっと小坪のほうにも通して行って、それで江ノ電とつなげりゃ尚いいななどと、そうすると一つの観光スポットになるし、いいだろうなと思って。

それからもう一つ、生活環境で言うと、安心・安全ということで、災害に強い。逗子は海に

面していますので、津波が来たときには、必ずやいろいろな被害を受けると思うんですね。まずは津波の対策というか、市民の命を守るためにどうすることが必要なのかということも、できればここのところに盛り込むべく入ってもいいんじゃないかと思ってるんですけど。

それから、さっき出ていましたけど、災害のとき電気はどうするかという、東北の震災のときに一番困ったことは、電気が全然ないから通信も連絡もとれなくなったと。それで、一部ですけれども、太陽光パネルを持って行って電気を起こして、それで通信をしたという、そういった事例もあったみたいで、そこまでいくかいかないか別としてもね、そういった対策も必要です。できればそういった対策もしましょう、しますぐらいのことがここに入るといいかなと僕としては考えています。

さて、生活環境と居住環境と一緒になって、分けにくいというけど、一緒くたに見ていただいて、ほかに何かありますか、御提案が。

【印田委員】　ちょっとよろしいですか。ごみの収集なんですけど、私、田越川のそばに住んでいるんですけれども、ワーストワンだと思うんですよ、あそこは。それで、地域ごとに10軒とか５軒とかまとめてやって。葉山はもう個人収集になってますよね。だけど、逗子はそこまでしないというお話なんだけど、そこのところはどうなんですかね。そういうふうに個人で収集しようということを、10軒なら10軒でやろうという場合は、我々町民が立ち上げないと、市ではやらないわけですね。

【石井資源循環課長】　今、家庭ごみ処理の有料化の関係を、ごみの所管の審議会である廃棄物減量等推進審議会に諮問して審議をしていただいている中で、戸別収集という言い方をするんですけど、各戸収集ですね、についても全国的には首都圏等でやっている自治体があると。

今、お隣の鎌倉市ですとか葉山町でも検討がされているというところで、審議会の中で話題になりまして、議論は一定のデータを収集したりとかですね、やっている自治体に視察に行ったりとかもしながら、市でも審議会と一緒に検討はしているところですが、現時点においては余りにも費用がかかりすぎるということで、市の考えとしては、やる方向性はないというのが現在の状況です。

【田戸次長環境クリーンセンター所長事務取扱】　あわせて、ステーションのお話なんですけれども、確かに田越川のあそこは今、市内でもひどいほうだというのは間違いございません。ステーション自体の統廃合につきましては、やはりおっしゃるように、まず地元の住民の方々が管理していただくという形で、どういう形がいいのかというのを決めていただきつつ、クリ

ーンセンターのほうにも御相談いただいて、一緒に考えていきたい問題だと思っております。

【藤井会長】　それでは、ほかによろしいですか。

【中津委員】　きょう一日通して、何か同じような発言ばかりしていた反省をしているんですけど。きょうの守備範囲じゃないんですけど、15ページに計画の推進に向けてって、これ、全部を通した話が項目立てになっているんですけど。やはり、行政内部での縦割りシステムをもうちょっと横につなげるものであるというような、何かそういう文言がこの15ページのどこかに入っていれば、もう少しいろんな部局間の連携につながる。近隣自治体との関係とかいろいろ書いていただいているのはいいと思うんですけど、実は、行政の中でどのようにつながっているかということは、環境問題を考える上ですごく重要なこと、そういう行政内部の連携というか、上位計画というか、本当はこの上にもう一つ計画があるらしいですけど、ここのところでちょっと宣言してもらったほうが、この冊子が生きていくんじゃないのかなという気がするので。きょうの守備範囲じゃないですが、あればいいなと思って今見ていました。

【藤井会長】　第１章、第２章についても、もし時間あれば御意見いただこうと思っていまして。第１章、第２章について何か御意見ありましたら、ここで今出していただくとありがたいんですけど。

【進藤委員】　今の15ページなんですけれども、まだこの後は読んでないので、第４章、第５章とどうなるかわからないんですが、近々の施策の方向とかは出てくるんですけど、もう少しはっきりと、目標じゃないんですけど、課題みたいにして、もう少し遠い将来をこうやっていくんだというふうな目標、課題みたいなものを入れられないものかなと感じているんですけれども。

【藤井会長】　そういうのは今時点、将来、どうするのか、どうしたいのかということね、そういうのは４章、５章で出てくるのかどうか知らないけど、どこに入れるかはわからないけど、今後全部出てきた段階でもう一度みんなで見て、頭をひねりましょう。

それでは、第１章、２章は、よろしいですか。そのほかにありますか。では、きょうはもう時間もかなり切迫してきましたので、もしお気づきの点等がございましたら、個人的でも結構ですので、適宜、市の方へお知らせいただければありがたいということで、よろしくお願いします。市のほうもよろしくお願いします。

それでは、きょうの議題の第２、その他ということで、何かありますでしょうか。

【森川次長】　御審議ありがとうございました。また新たなご指摘もいただき、修正の必要が

ありますので、次回また皆様に御提示したいと考えております。

次回の日程調整をお願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

（日　程　調　整）

それでは、３月４日の午前ということにしましょう。

【森川次長】　それでは、３月４日（火曜日）の午前10時から12時までということで一応予定させていただきたいと思います。詳細については、また御連絡いたします。

事務局のほうからはほかにありませんので、会長、お願いいたします。

【藤井会長】　それでは、本日は長時間どうもありがとうございました。